

熊本県私立専修学校高等課程教育費補助金交付要項

(趣旨)

第1条 知事は、私立専修学校の教育の振興を図るため、平成17年文部科学省告示第135号による改正前の昭和23年文部省告示第47号（大学入学資格に関し、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者の指定）第21号及び学校教育法施行規則第150条第3号の規定により文部科学大臣が指定した高等課程（以下「高等課程」という。）を有する専修学校を設置する法人（以下「設置者」という。）に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付については、熊本県補助金等交付規則（昭和56年熊本県規則第34号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要項に定めるところによる。

(補助対象経費等)

第2条 補助金の交付の対象経費は、高等課程の教育に要する経費のうち、学校法人会計基準（昭和46年文部省令第18号）別表第一に掲げる教育研究経費支出（消耗品費支出）、設備関係支出（教育研究機器備品支出、その他機器備品支出、図書関係支出）に対応する教材の購入費で教育の用に供する経費とする。

2 補助金は、補助を受けようとする年度の5月1日現在の当該高等課程の生徒数に応じて配分するものとする。

(補助金の交付申請)

第3条 規則第3条第1項の申請書は、別記第1号様式によるものとする。

2 前項の申請書に添付すべき書類は、次の各号のとおりとし、その様式は、当該各号に定めるところによる。

(1) 事業計画書 別記第2号様式

(2) 収支予算書 別記第3号様式

(3) その他参考となる資料

3 第1項の申請書の提出期限は、知事が別に定めるものとし、その提出部数は1部とする。

(決定の通知)

第4条 規則第6条の規定による補助金の交付決定の通知は、補助金交付決定通知書（別記第4号様式）により行うものとする。

(補助事業の内容等の変更)

第5条 設置者が、補助事業の内容を変更しようとする場合は、あらかじめ知事の承認を得なければならない。ただし、補助金の額の変更を伴わず、同一品目の規格の変更等軽微な変更の場合は、この限りでない。

2 規則第7条第1項の変更申請書は、別記第5号様式によるものとし、事業変更計画書は、別記第2号様式によるものとする。

3 規則第7条第3項において準用する規則第6条の規定による補助事業の内容等の変更決定通知は、補助金の額に変更を生じるときは変更交付決定通知書(別記第6号様式)により、補助金の額に変更を生じないときは変更承認通知書(別記第7号様式)により行うものとする。

(申請の取下げ)

第6条 規則第8条の規定により申請の取下げをすることのできる期間は、交付決定の通知を受けた日から起算して15日以内とする。

(実績報告)

第7条 規則第13条の実績報告書は、別記第8号様式によるものとする。

2 規則第13条の添付書類は、次の各号に掲げるとおりとし、その様式は、当該各号に定めるところによるものとする。

(1) 事業実績書 別記第9号様式

(2) 収支決算書 別記第3号様式

(3) その他参考となる資料

3 第1項の実績報告書の提出期限は、高等課程教育費補助金の交付決定のあった年度の3月15日(当該日が熊本県の休日を定める条例(平成元年条例第10号)第1条に規定する県の休日にあたる場合にあっては、当該日前において、その日に最も近い同上に規定する県の休日ではない日)とする。

(補助金の額の確定)

第8条 規則第14条の規定による補助金の額の確定通知は、補助金交付確定通知書(別記第10号様式)により行うものとする。

(補助金の請求等)

第9条 規則第16条第1項の請求書は、別記第11号様式によるものとする。

2 補助金の交付を概算払又は前金払により受けようとするときは、当該請求書に次の各

号に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 補助事業に係る契約書の写し

(2) 補助事業に係る納品書の写し

(財産の管理等)

第10条 設置者は、補助事業により取得した財産については、補助事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従ってその効率的な運用を図らなければならない。

(財産処分の制限)

第11条 規則第21条第2項に規定する別に定める期間は、次の財産（第2条に規定する教育研究経費支出（消耗品費支出）により取得した財産を除く。）について減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）別表において定められた当該財産の耐用年数とする。

(1) 1件の取得価格が3万円以上のもの

(2) 財産の効用の増加価格が3万円以上のもの

(証拠書類の保管期間)

第12条 規則第23条に規定する別に定める期間は、5年とする。

(雑則)

第13条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要項は、平成18年6月9日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附 則

この要項は、平成21年11月2日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

附 則

この要項は、平成23年6月6日から施行し、平成23年4月1日から適用する。